



【すこやか歳時記】 卯月の候

新社会人が働き始める 4 月に。
新しい世代層を迎えることで、
DX など新たな改革の歩みも。

新年度になり新入社員のみなさまも働き始める 4 月です。
今年の新卒採用者は大学・短大・専門学校・高校など、い
ずれも在学中の大半をコロナ禍の中で過ごすことになって、
イレギュラーな状況乗り越えてきた世代です。学校行事
や催しの多くは中止・縮小を強いられ、実習や部活なども
ままならず、登校さえも制限されながらリモート授業も日
常的に体験してきたみなさまです。社会人の先輩としては
激励と期待を込めて、より温かく育成を願いたいものです。

また、近年では「Z 世代」とも呼ばれる世代層で、若い
頃からデジタル技術に馴染み、使いこなすことに長けてい
る世代とも言われます。働き方改革のために避けられない
DX に向けて、逆に学ばされることもあるかもしれません。

労働保険年度更新手続きに関するお知らせ

労働保険年度更新の申告は毎年 7 月 10 日期限となっております。

当事務所では業務を前倒しで進めておりますので、
ご協力をお願いいたします。

●令和 3 年 4 月労働分から令和 4 年 3 月労働分の賃金台帳を

チャット、メール等でお送りください (Excel でいただけると大変助かります。)

●労働局から送付される「労働保険概算・確定保険料申告書」を

弊社にご郵送ください。

建設業以外：緑色の封筒

建設業：緑色・青色の封筒



日々是好日カレンダー

4 月	APRIL
1 金	卯月・鳥待月・花残月・清和月 ・新会計年度 ・エイプリルフール ・トレーニングの日 ・不動産鑑定評価の日
2 土	・図書館開設記念日 ・CO2 削減の日 ・歯列矯正の日 ・週刊誌の日
3 日	・愛林の日 ・資産運用の日 ・趣味の日 ・いんげん豆の日
4 月	・交通反戦デー ・あんぱんの日 ・どらやきの日 ・獅子の日
5 火	・清明 ・小笠原返還記念日 ・ヘアカットの日 ・横丁の日
6 水	・春の全国交通安全運動 (～3/15) ・新聞をヨム日 ・しろの日
7 木	・労務管理の日 ・世界保健デー ・農林水産省創立記念日
8 金	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
9 土	・子宮頸がんを予防する日 ・左官の日 ・美術展の日 ・大仏の日
10 日	・女性の日 ・インテリアを考える日 ・仕入れの日 ・駅弁の日
11 月	・メートル法公布記念日 ・中央線開業記念日 ・ガッツポーズの日
12 火	・世界宇宙飛行の日 ・東京大学創立記念日 ・パンの記念日
13 水	・水産デー ・喫茶店の日 ・浄水器の日 ・決闘の日
14 木	・オレンジデー ・柔道整備の日 ・良い年の日 ・椅子の日
15 金	・世界医学検査デー ・遺言の日 ・ヘリコプターの日 ・京和装小物の日
16 土	・国民年金法公布記念日 ・女子マラソンの日
17 日	・春の土用入り ・ハローワークの日 ・世界血友病の日 ・なすび記念日
18 月	・発明の日 ・よい歯の日 ・よいお肌の日 ・ガーベラ記念日
19 火	・食育の日 ・飼育の日 ・地図の日 ・養育費の日
20 水	・穀雨 ・青年海外協力隊の日 ・女子大の日 ・郵政記念日
21 木	・民放の日 ・放送広告の日
22 金	・国際母なる地球デー ・よい夫婦の日 ・カーペンターズの日
23 土	・世界図書著作権デー ・消防車の日 ・地ビールの日 ・しじみの日
24 日	・植物学の日 ・日本ダービー記念日 ・さとうきびの日
25 月	・初任給の日 ・世界マラリアデー ・国連記念日 ・歩道橋の日
26 火	・世界知的所有権の日 ・よい風呂の日 ・七人の侍の日
27 水	・世界生命の日 ・婦人警官記念日 ・哲学の日 ・駅伝誕生の日
28 木	・労働安全衛生世界デー ・主権回復記念日 ・シニアの日
29 金	・昭和の日 ・国際ダンスデー ・羊肉の日 ・畳の日
30 土	・図書館記念日

社会保険料納付期限 (4 月分は 5/2)

★ 青字は人事労務部門に関わる期日です

《今月の特集①》「シフト制」労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項

コロナ等を理由に「シフト制」労働者の勤務シフトを減らすことで問題が起きています。シフトを保障することは企業の義務なのか、厚労省が発表した留意事項を元に解説します。

「シフト制」の課題

「シフト制」とは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間（1週間、1ヶ月など）ごとに作成される勤務シフトなどで、初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような勤務形態をいいます。飲食店などサービス業のアルバイトが典型的なシフト制労働でしょう。今回の新型コロナウイルス騒動により、極端なシフト減となったアルバイトから休業手当などの補償を求めるケースが多く見られるようになりました。一方で、もともとシフトに非協力的なアルバイトに対しても従前のシフトを保障するべきかという問題も起こっています。

労働条件の明示義務とシフト制

労働契約の締結時には、労働者に対して「始業・終業時刻、休憩、休日」を明示しなければなりません。この労働時間の明示について、建前上は「シフトによる」と記載するだけでは十分でないといわれています。しかし、現実的なシフト作成には「日毎の繁閑の差」「急な欠員」「労働者側の都合」など変数が多く存在するため、どうしてもシフト自体が流動的なものになってしまいます。

今回のコロナ禍によって曖昧なシフト契約の課題が明らかになったため、厚労省から次のような留意事項が示されました。

留意事項1：始業・終業時刻

労働契約の締結時点で、すでに始業と終業の時刻が確定している日については、労働日ごとの始業・終業時刻を明記するか、原則的な始業・終業時刻を記載した上で、労働契約の締結と同時に定める一定期間分のシフト表等を併せて労働者に交付する必要があります。

留意事項2：休日

具体的な曜日等が確定していない場合でも、休日の設定にかかる基本的な考え方などを明記する必要があります。当然、週1日または4週4日以上 of 法律ルールも守らなければなりません。

留意事項3：シフトのルール周知

トラブルを防止する観点から、シフト制労働契約では、シフトの作成・変更・設定などについても労使で話し合って以下のようなルールを定めて周知することが推奨されています。



①シフト作成のルール

シフト希望の提出期限を決める / 決定したシフトの通知日と通知方法
(毎月〇日にグループLINEで発表する等)

②シフト変更のルール

労働者または会社側からのシフト変更の期限や
手続方法 / 会社側からシフトを減らした時の休業
手当の支払いのルール等

③目安の設定

給与締日ごとの最大勤務日数、時間数など / 勤務
時間帯の範囲 / 最低限労働する日数、時間数等

誠実な話し合いの重要性

今回のコロナ禍のような社会情勢の急激な変化によって想定外のシフト調整を余儀なくされる場合に重要なのは、労使で誠実に話し合うことでしょう。会社の要請を聞き入れて急な出勤に応じてくれるアルバイトもいれば、自分の都合を優先して働く日を選ぶことを重視するアルバイトもあります。働き方についての価値観が多様な中でどのように仕事の機会をシェアするべきかを会社が真剣に考え、誠実に労働者と話し合いをする姿勢を持つべきでしょう。

《今月の特集②》「労働者代表」を適当に決めてはいけない理由



時間外労働に関する労使協定（いわゆる36協定）や変形労働時間制に関する協定等について、労働者代表の選出方法には様々な注意点があります。労働者代表を適当に決めるとどのようなリスクがあるのでしょうか。

はじめに

2019年4月以降、時間外労働の上限規制が厳格化されました。厳格化に伴い、いわゆる36協定や変形労働時間制に関する協定など「労働時間に関する労使協定」についてもより注意して締結する必要性が高まっています。労使協定の成立要件である「労働者代表の選出方法」について、改めて解説をします。

労働者代表とは

労働基準法上、いくつかの手続きにおいて労働者代表の意見や押印を求める必要があります。例えば時間外労働に関する協定の締結（いわゆる36協定）、1年単位の変形労働時間制に関する協定、または就業規則を作成・変更する場合等、協定締結や意見を述べる当事者として当該事業所の「労働者の過半数を代表する者」を選出しなければなりません。

過半数の労働者で組織する労働組合がある場合は「組合委員長」等を代表とすることができますが、現在は労働組合がある企業の方が少ないため、多くは「労働者の過半数を代表する者」を都度選出することになります。また、労働基準法上の管理監督者は労働者代表となれません。管理監督者は労働者を監督する立場であり、労働者の意見を代表する者として相応しくないためです。

必要な要件

過半数労働者の代表者の選出方法については、以下2つの要件があります。

- ①その者が労働者の過半数を代表して労使協定を締結することの適否について判断する機会が、当該事業場の労働者に与えられていること
- ②当該事業場の過半数の労働者がその候補者を支持していると認められる民主的な手続きがとられていること

つまり①について、例えば36協定締結の際には「あの人は時間外労働の労使協定代表者として相応しい/相応しくない」と判断できるようにしなければならないため、会社が勝手に労働者代表を選任したり、自動的に役職者を労働者代表としたりといった行為は不適当です。

また②について、投票や挙手、回覧などの民主的な方法で選任すべきとなります。例えば、「もし反対意見があったら〇月〇日までに連絡ください。連絡がない場合は賛成とみなします」などの方法は賛成反対を明確に意思表示させる方法でないため望ましくないとされています。

労働者数の数え方

労働者の過半数の分母となる従業員の範囲について、社員かパート・アルバイトかに関わらず「労働契約に基づき労働力を提供している者すべて」含みます。そのため、管理監督者自身や年少者のアルバイトもその人数に含まれとされています。また、病気などで休職中の者であっても原則として労働者数に含まれます。

いいかげんに選任するリスク

前述のようなルールを守らず労働者代表をいいかげんに選出した場合、労使協定等自体が無効となるリスクがあります。つまり、例えば36協定であれば「労使協定を結んでいない」ことになり、直ちに労基法違反の状態になります。仮に未払い残業代など労働時間をめぐって係争中の場合、有効な36協定がない状態であることは企業にとって不利な材料となります。

また、1年単位の変形労働時間制に関する労使協定が無効とされた場合、原則の通りの法定労働時間に則って残業手当や休日割増賃金等を計算しなければならないため、未払い賃金が発生してしまうリスクがあります。

令和4年度雇用保険料率のお知らせ

コロナによる財政難や失業等給付の料率を引き下げていた暫定措置の終了により、
令和4年度は上半期（4～9月）と下半期（10月～3月）で雇用保険料率が異なる見通しです。

年度途中での保険料率変更は平成14年以来で、年度当初から変更が予定されているのは初めての
ことだそうです。

以下の表をご参照いただき、自社で給与計算をしている事業所様はご注意ください。

一般の事業 の場合	① 労働者 負担	失業等給付 の保険料率	育児休業給付 の保険料率	② 事業主 負担	失業等給付 の保険料率	育児休業給付 の保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用 保険料率
R3年度	3/1,000	1/1,000	2/1,000	6/1,000	1/1,000	2/1,000	3/1,000	9/1,000
R4年4月～ R4年9月	3/1,000	1/1,000	2/1,000	6.5/1,000	1/1,000	2/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
R4年10月～ R5年3月	5/1,000	3/1,000	2/1,000	8.5/1,000	3/1,000	2/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000

ご不明な点がございましたら、担当までお気軽にご連絡ください。

スタッフ紹介

福岡中央労務管理事務所 副所長
労務ジャパン株式会社
長崎支社長 熊丸 賢嗣

Kenji Kumamaru



皆様こんにちは。熊丸賢嗣と申します。新型コロナウイルス感染防止のため、2020年よりリモートワーク中心で業務を行っております。

- Q 出身地と地元の良いところを教えてください
- A 福岡県柳川市です。柳川市には市内を流れる川（掘割）をどんこ舟で回る川下りがあります。特に春に向けて暖かくなるこれからの季節は心身のリフレッシュに最高です。
- Q 趣味を教えてください
- A 釣りが好きです。魚がライン（糸）を引っ張る力が手に伝わってきたときのドキドキ感と、逃げようとする魚を何とかうまく釣り上げるハラハラ感がたまりませんよね。
- Q 好きな食べ物はなんですか
- A チョコレートです。疲れた時や一息つきたい時、頭の中を整理し気持ちを切り替えたい時などに食べています。よく食べるので常備しています。

リモートワーク中心の業務を行い、改めて人とのコミュニケーションの大切さを感じました。これまで以上にコミュニケーションの機会を大切にし、皆様のお役に立ちたいです。

当事務所について



労務ジャパン株式会社



福岡中央労務管理事務所

当事務所は福岡高等裁判所（新庁舎）の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

《住所、電話番号》

〒810-0031 福岡市中央区谷2-14-8
TEL 092-734-2300
FAX 092-734-2301

《事務所地図》



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約5分
セブンイレブンが目印です。



すこやか労務月報

[4月版]
No.59

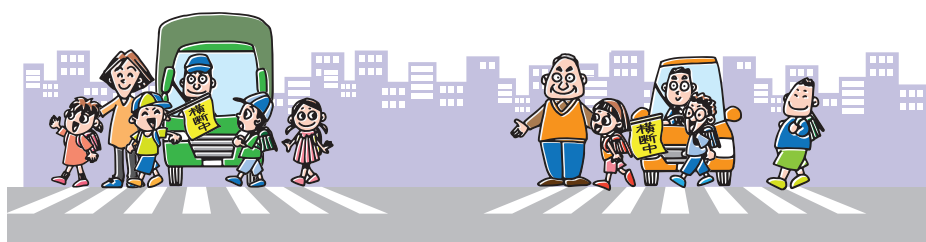
春の交通安全に、気を張るとき。

令和4年「春の全国交通安全運動」が4月6日（水）～15日（金）にかけて実施されます。期間中の10日（日）は「交通死亡事故ゼロをめざす日」にもなっています。運動の全国重点ポイントは…

- ①子どもをはじめとする歩行者の安全確保
- ②歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- ③自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保 です。

この時期は新年度に伴って、まだ慣れていない通学や通勤時に事故が増えるときでもあり、思いやりとゆとりをもった車の運転を心がけ、歩行者への配慮をお願いします。

また、4月1日（金）から白ナンバーの社用車でも事業用自動車と同様に運転の前後に酒気帯びチェックが義務付けられました。仕事の前日の酒量にもご注意ください。



4月の
注意ポイント

- その**①** 通勤時や移動時にも交通安全の徹底を！！
- その**②** 花粉症や春風邪など健康管理に注意を！！
- その**③** 引き続き感染症対策にも気を抜かずに！！